

令和6年2月29日

福岡Bブロックのタクシー運賃改定「必要」と判定

九州運輸局は、令和6年1月24日をもって福岡Bブロック（※1）における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更要請があったことを受け、運賃改定要否について審査した結果、運賃改定が必要と判定しましたので、下記のとおりお知らせします。

今後、運賃改定に係る作業を経て、新運賃の公表を行います。

1. 対象地域（運賃適用地域）（※1）

福岡県のうち、福岡市・春日市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・古賀市・糸島市・那珂川市・糟屋郡・北九州市・中間市・遠賀郡を除く地域

2. 運賃変更要請の状況（令和6年1月24日時点）

- (1) 要請の期間 令和5年12月19日～令和6年3月18日（3ヶ月）
(2) 要請事業者数 76者（対象地域の法人事業者数 94者）
(3) 要請事業者の車両数 1,630両（対象地域の総車両数 1,940両）
(4) 要請率 84.02%（車両数ベース）

3. 運賃変更要請の概要

（申請） 普通車	初乗距離	1.5 km	
	初乗運賃	750円	～ 940円
	加算距離	246 m	～ 276 m
	加算運賃	80円	～ 100円
（現行） 普通車	初乗距離	1.5 km	初乗運賃 700円
	加算距離	286 m	加算運賃 80円

※要請の詳細につきましては、上記2.（1）の申請の期間満了後、九州運輸局ホームページのお知らせ欄にて公表いたします。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：高田、近藤

電話092-472-2527

